

愛知大学における障害のある学生への支援に関するガイドライン

1 基本理念

このガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）および、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）の趣旨に鑑み、愛知大学（以下「本学」という。）における障害のある学生に対する差別的取扱いの解消を推進し、学生生活を支援するために必要な事項を定める。

2 基本方針

本学は、「障害者基本法」及び「障害者差別解消法」にのっとり、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育、研究等の活動全般に参加できるよう、機会の確保に努める。

〔受入支援〕

本学は、誰もが質の高い学生生活を送ることができるよう、障害のある学生への理解に基づく環境整備に努め、学生自身の自主性を尊重しつつ個々にふさわしい支援を行うことを目指す。

〔学修支援〕

障害のある学生との建設的な対話による有効な支援内容に関しての合意形成を通じて、学修環境を整える支援を目指す。また、教職員・学生に対して十分な啓発に努め、障害のある学生への支援に対する積極的な協力を求め、学修、研究面での環境整備に努める。

〔生活支援〕

障害のある学生について、教職員間の連携を密にして、生活状況把握、施設設備等の改善に努める。また、障害のある学生とない学生がともに支えあい、障害に対する理解を深め共生するところを育て、ともに成長することを目指す。

〔キャリア支援〕

障害のある学生それぞれの意向を尊重したキャリア形成及び就職支援の実現のために、情報の収集と提供を行い、個別にふさわしい支援を行う。

3 定義

ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

（１） 障害のある学生

「障害者基本法」第 2 条第 1 号に規定する、“身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの”であり、本学におけるすべての教育、研究及びその他の関連する活動に参加する学生（受験生を含む。）をいう。

（２） 社会的障壁

「障害者基本法」第 2 条第 2 号に規定する、“障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの”であり、本学における教育、研究及びその他の関連する活動全般を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 合理的配慮の提供

- （１） 本学は、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行う。
- （２） 前号にもとづき、本学は、個々の障害のある学生に対して合理的配慮を提供するために、適切な事前的改善措置（施設のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスや人的支援、情報アクセシビリティの向上など。）を行う。
- （３） 本学は、障害のある学生に提供する合理的配慮について、障害の状態や環境等が変化することにあわせて、適宜、見直しを行う。

5 相談体制の整備

本学は、障害のある学生及びその家族その他の関係者からの合理的配慮に関する相談に的確に応じるための窓口を各校舎学生生活支援室とする。ただし、本学入学前の相談窓口は入試課とする。

なお、障害のある学生本人が、正当な理由のない不当な差別的取扱いを受けたと感じた場合においての相談窓口は、ハラスメント防止人権委員会とする。

6 個人情報の保護

- (1) 障害のある学生の個人情報の取り扱いは、支援策の実施に必要な教職員間で共有し、その管理を厳密に行う。
- (2) 関連部局等との連携により合理的配慮を実施するにあたり、障害学生支援関連部門以外への情報共有の必要がある場合は、当該学生の了解を得るものとする。
- (3) 外部関係機関・団体等に対して障害学生の統計情報を提供する場合は、個人を特定できる内容を除くものとする。

7 研修・啓発

- (1) 本学は、教職員および関係する事業者に対し、障害を理由とする差別の解消と障害の特性についての理解の促進を目的に、必要な研修や啓発を行う。
- (2) 教職員が障害のある学生に対し、正当な理由なく不当な差別的取扱いを行った場合、もしくは過度な負担がないにも関わらず合理的配慮の提供を怠った場合、本学は当該教職員に対し、必要な研修の受講等を含む適切な対応をとる。

8 ガイドラインの所管

本ガイドラインに関する事務は、関係各課室に協力を得ながら、学生課が当たる。

9 ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、学生生活支援室運営委員会、学生部委員会、キャリア形成検討会議の議を経て行う。

附 則（制定）

このガイドラインは、2021年4月1日から施行する。

附 則（合理的配慮の提供の義務化に伴う改正）

このガイドラインは、2024年4月1日から施行する。